



苦田ダムの伐採木を無償配布します

～薪などに活用しませんか？～

国土交通省苦田ダム管理所では、ダムの適切な管理のため、貯水池内やダム周辺で樹木を伐採しています。この度、伐採した樹木（以下「伐採木」という。）を希望される方に無償で配布することにいたしましたので、お知らせします。

1.基本情報(日時・場所等)

日程	令和8年6月15日（月）より配布開始 （伐採木が無くなり次第終了） 受付時間 9：00～16：00（別紙参照） （配布終了時は苦田ダムのWEBサイトでお知らせします。）
配布場所	岡山県苦田郡鏡野町久田下原地内 別紙参照
対象	配布を希望され、かつ注意事項を遵守いただける方
内容	伐採木（カシ、スギ、その他雑木）の配布

※詳細は別紙のとおり

2.問い合わせ先

事務局	国土交通省 苦田ダム管理所
連絡先	TEL: 0868-52-2151（代表）
担当者	(代表) 管理所長 <small>まつもと みちあき</small> 松本 倫明
	(実施担当) 専門官 <small>みのもと こうじ</small> 三之本 幸治
	(広報担当) 管理係長 <small>ふじわら ひろゆき</small> 藤原 寛之

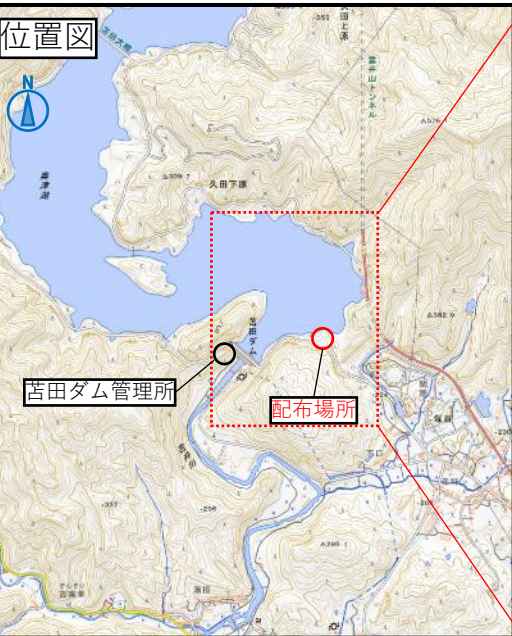
苫田ダムの伐採木を無償配布します

伐採木について

種類：カシ、スギ、その他雑木
 形状：丸太（長さ約100cm、太さ約10～20cm）
 本数：約1,000本程度
 利用例：ストーブの薪など



100cm程度



配布場所は苫田ダム管理所に向かう途中にあります。（苫田鞍部ダムを過ぎてすぐ）

※地理院地図電子国土WEBより引用

《受付》 苫田ダム管理所（※6月15日は配布場所で受付します）
 《配布場所》 岡山県苫田郡鏡野町久田下原地内（苫田鞍部ダムを過ぎてすぐ）
 《配布日時》

令和8年6月15日（月）より配布開始（伐採木が無くなり次第終了）

時間9：00～16：00

（配布終了時は、苫田ダムのウェブサイトにてお知らせします。）

※小雨決行ですが、大雨により危険と判断される場合は中止する場合があります。

《注意事項》

- 申請書の提出: 所定の「申請書」をよくお読みいただき、氏名、住所、連絡先等をご記入の上、受付にご提出ください。
- 積込・運搬: 伐採木の積込および運搬は、各自でお願いいたします。
- 安全対策: 過度な積載は行わないでください。また、荷崩れや落下対策に十分注意し、事故等が発生しないよう、各自で十分ご注意ください。
- 数量の限り: 伐採木の数量には限りがあるため、なくなり次第終了させていただきます。
- 転売・返却不可: 搬出された伐採木については、転売および返却はできません。責任を持ってご利用ください。
- 木材の性質: 貯水池内の伐採木であり、針葉樹を含む雑木です。キノコのほだ木に適した木は少量です。
- お問い合わせ: その他ご不明な点がございましたら、苫田ダム管理所までお問い合わせください。

伐採木等引取申請書

申請日 令和 年 月 日

国土交通省 苫田ダム管理所長 殿

(ふりがな)

申請者氏名 : _____

苫田ダム管理所が維持管理等で発生した流木や伐採木等について、下記の注意事項に同意し、当方で引き取りたく申請します。

- 引き取り年月日 令和 年 月 日
- 引き取り数量（目安） 伐採木 本程度
- 伐採木等の使用目的 ()
- 申請者の連絡先 住所 : _____
電話番号 : _____

※ 電話は日中に連絡が付く電話番号でお願いします。

- 引き取りに使用する車両（番号） _____

積込・運搬時や配布場所、並びに提供後の使用において発生した事故等に関して、国土交通省に対して一切の責任を求めないことを誓約します。

申請にあたっての注意事項

- 注意事項
 - 流木・伐採木等の積込み・運搬等は個人にて行って下さい。
 - 流木・伐採木等の運搬時には必ず交通ルールを守って下さい。
 - 流木・伐採木等は必ず申請者が利用し、転売・営利目的で使用しないで下さい。
 - 流木・伐採木等の利用は、個人の責任により使用して下さい。
 - 引き取り後の流木・伐採木等は返却できません。また、違法行為（不法投棄等）がないように、適切に管理して下さい。
 - 本申請書は予約ではありません。配布は配布場所での先着順となりますので、在庫が無い場合もあります。予めご了承下さい。
- 個人情報の保護
上記申請で得た個人情報は、流木・伐採木等の適正な管理の為に必要とするものであり、取り扱いについて個人情報保護法の趣旨に則り、適正に管理させていただきます。
- 問い合わせ先
〒708-0433 岡山県苫田郡鏡野町久田下原1592-4
国土交通省 苫田ダム管理所
受付時間：9：30～16：00
電 話：0868-52-2151
- 本申請の提出により、配布対象の流木・伐採木等に限りに、河川法第25条に基づく採取を許可するものとします。